

笛 農 第 8-23 号

平成 29 年 8 月 22 日

笛吹市観光物産連盟

代表理事 山下 政 樹 様

笛吹市産業観光部長 雨 宮 良 秋



峡東地域における日本農業遺産の名称等の取扱指針策定について

残暑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

峡東地域の果樹農業の日本農業遺産認定につきましては、果実や果実加工品の消費宣伝に良い機会であるため、『日本農業遺産』の名称を関係各位に広く使用していただき、峡東産果実等の販売促進や峡東地域の知名度向上に寄与したいと考えています。

『日本農業遺産』の名称はどなたでも使用できますが、果実の消費宣伝等に適正に使用していただくために、『日本農業遺産』の名称を使用して消費宣伝をしようとする場合は、市役所の峡東地域世界農業遺産推進協議会事務局に届出をして頂く等の必要な事項を指針として作成しましたので報告致します。

笛吹市・峡東地域世界農業遺産市民会議の委員(団体)は、指針のとおり届出が不要となりますので、多くの皆様に『日本農業遺産』の名称を果実等の販売促進や知名度向上にご利用頂けますようお願い致します。

なお、ロゴマークについては作成中ではありますが、商標登録の手続きに時間がかかる見込みです。来年の出荷時期には間に合うように進めて参りますので、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

笛吹市産業観光部 農林振興課 雨宮・若杉・小川

TEL 055-261-2033

FAX 055-262-4115

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777

峡東地域における日本農業遺産の名称等の取扱指針

峡東地域世界農業遺産推進協議会

(目的)

第1条 本指針は、峡東地域（山梨市、笛吹市、甲州市）の果樹農業の振興に資するため、峡東地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）が農林水産大臣から認定を受けた「日本農業遺産」の名称等（以下「名称等」という。）を、峡東地域で生産した農産物等の消費宣伝等に適正に使用するために必要な事項を定めるものとする。

(対象品目)

第2条 名称等を使用できる農産物等の対象品目は、次のとおりとする。

- (1) 峡東地域のほ場（果樹園）で生産された果実（果樹に限る。）
- (2) 主原料に（1）の果実を100%使用し生産した果実加工品
- (3) その他峡東地域世界農業遺産推進協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認めたもの

(使用者)

第3条 名称等を使用する者（以下「使用者」という。）は、峡東地域の生産ほ場において前条の規定に定める品目を生産・販売しようとする者並びに流通・販売しようとする者とする。

(使用の届出)

第4条 使用者は、あらかじめ会長に使用内容等について届出を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 協議会会員が使用する場合
- (2) 果実・加工品等の流通・販売を目的とせず使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関において報道目的に使用する場合
- (4) その他会長が使用承認の手続きを必要としないと認めた場合

(届出の内容)

第5条 前条の届出を行う者は、峡東地域における日本農業遺産の名称等使用届（様式第1号、以下「使用届」という。）に次に掲げる書類を添付し会長に提出する。

- (1) 名称等の具体的な表示方法、使用内容がわかるもの
- (2) 団体・法人の場合、その概要がわかるもの
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 届出書の提出先は、使用者が在住又は主たる生産ほ場の所在する市の次の協議会事務局とする。

協議会事務局所管課	郵便番号	住所	電話番号
山梨市役所 農林課	405-8501	山梨市小原西 843	0553-20-1379
笛吹市役所 農林振興課	406-8510	笛吹市石和町市部 777	055-261-2033
甲州市役所 産業振興課	404-8501	甲州市塩山上於曾 1085-1	0553-32-5092

(事務局の業務)

第6条 協議会事務局は、前条に規定する使用届を受理した場合、その内容を確認し、必要と認める場合は、使用者に対し助言を行うものとし、適当と認められる場合には、峡東地域における日本農業遺産の名称等使用確認書（様式第2号）を使用者に交付する。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し名称等を使用することとする。

- (1) 第2条に規定する対象品目のみに使用すること
- (2) 日本農業遺産の名称は、果実等の品質を保証するものではないため、名称等の使用により消費者等に優良であると誤認を与えるような虚偽・誇大な表示など、不適切な使用をしないこと
- (3) 前条第1項に掲げる協議会事務局からの助言等に真摯に対応すること
- (4) 消費者等からの問い合わせ・苦情等の対応については、使用者が全責任を持って適切に対応すること、また、これにより生じた損失については、使用者がその全てを負担すること

(届出の有効期間及び期間延長等)

第8条 届出の有効期間は、確認書の交付日から1年間とし、期間満了後に引き続き使用する場合、又は、内容を変更しようとする場合は、峡東地域における日本農業遺産の名称等使用変更届（様式第3号）を会長に提出する。

2 使用者は前項に規定する使用変更届は、期間満了または、内容変更の1カ月前までに提出する。

3 協議会事務局は、第1項に規定する使用変更届を受理した場合、その内容を確認し、必要と認める場合は、使用者に対し助言を行うものとし、適当と認められる場合には、峡東地域における日本農業遺産の名称等使用変更確認書（様式第2号）を使用者に交付する。

(その他)

第9条 本指針に定めるものの他、名称等の使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この指針は、平成29年7月19日から施行する。